

令和3年(ネ)第83号 放送法遵守義務確認等請求控訴事件

控訴人 宮内正厳外109名

被控訴人 日本放送協会

### 控 訴 答 弁 書

令和3年3月30日

大阪高等裁判所 第6民事部民事B1係 御中

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階

弁護士法人中央総合法律事務所(法人受任・送達場所)

電 話 06-6365-8111

FAX 06-6365-8289

被控訴人訴訟代理人弁護士 平 山 浩 一 郎



同 大 澤 武 史



同 山 本 一 貴



同 梅 田 康 宏



同 秀 桜 子



### 第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
  - 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。
- との判決を求める。

### 第2 控訴人の主張に対する認否および反論

- 1 主張事実について、原判決の判断内容については認め、その余は知らないし否認し、主張についてはいずれも争う。
- 2 被控訴人の主張は、原審準備書面（6）で述べたとおりであり、放送法4条1項各号に定める放送内容に関する義務は、一般的抽象的義務であり、個々の受信契約者に対して、被控訴人に対して同条を遵守して放送することを求める法律上の権利ないし利益を付与するものではないし、国内番組基準についても同様である。

また、控訴人らは、確認請求を認容する判決がなされれば、被控訴人が放送法4条1項各号及び国内番組基準を遵守することを現実的に強制されるため、確認の訴えについて確認の利益がある旨主張する。しかし、それはあくまで事実上被控訴人がそのような方法を探る可能性があると言っているに過ぎず、被控訴人の任意の履行を期待するほかないという原判決の判示に対する反論となっていない。

これらの点に関する原判決の判示は正当であり、控訴人の主張はいずれも理由がない。

### 第3 結語

以上のとおり、控訴人らの控訴理由における原判決に対する批判はいずれ

れも理由がなく、原判決内容は正当であるので、被控訴人は御庁に対して、早急に控訴棄却の判決をなされるよう求める。

以上